

令和 2 年度第 2 回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日 時 令和 3 年 3 月 1 日(月) 午後 2 時 30 分から同 4 時 30 分

2 場 所 京都産業大学 むすびわざ館 3 階 301 教室

3 出席者

【委員】 6 名 (欠席 1 名)

【府教委】 指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】 なし

4 概 要

(事務局からの説明事項)

(1) 前回委員会 (令和 2 年度 1 回目) の概要

※ 説明 : 配付資料参照

※ 主な意見なし

(2) 令和 2 年度京都府いじめ調査 (2 回目) の結果について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

○ 市町 (組合) 教育委員会別の認知件数を示していることは大変ありがたいが、市町 (組合) 別の在籍人数や認知件数・解消件数を含めた結果はあるか。

● 調査が定着しており市町 (組合) 教育委員会ごとに調査に対する認識の違いが若干ある。それを含めてこれから分析していかなければならない。

また、コロナ禍における市町村別の感染状況によって、未調査の人数に影響があるのではないかと考えている。

○ 市町（組合）教育委員会にもいじめ防止の委員会があるが、その委員会組織が主体となって、いじめ防止対策をコントロールしているのか。いじめの認知件数や解消件数を見て、どのように考えているのか。

委員会組織として主体的に取り組む意識が低いのではないか。

○ 京都府は広域であり、文化・伝統など多様である。府がいじめの状況をすべて把握するのは難しいと考える。いじめの調査を通じて、地域ごとの分析や防止策を丁寧にヒアリングしていただきたい。コロナ禍において苦勞している児童生徒がいれば、不登校やいじめ等、救われた児童生徒もいるのではないか。

○ 市町（組合）教育委員会別の不登校児童生徒数も表に示していただきたい。いじめによる不登校の状況も把握できるのではないか。

● 不登校児童生徒の全欠席者数は減っているが60日以上は増えている。総数では増加している。市町（組合）教育委員会と連携して、全教職員に配布した「不登校児童生徒支援ハンドブック」等を活用し、不登校の未然防止、早期対応を周知している。また、市町（組合）別の不登校児童生徒数を表に示すと発生率が浮き彫りになる。発生率の高低を比較することが目的ではない。認知が多い、解消が少ないという議論にならないような示し

方を考えていきたい。

- 市町（組合）教育委員会に研修等でいじめ防止を伝えていくことが大切ではないか。
- 京都府は調査が定着しているが、いじめ調査によるアンケートだけをしていけばよいという形骸化も心配しており、研修会や生徒指導主任会議等で周知を図っていきたい。
- 1回目の追跡調査の解消率が全体的に高いが、久御山町と宮津市の解消の割合が低いようだが、分析ができているのか。また、記名や無記名の調査による認知件数に差があるのか。
- 調査の実施時期などによって解消の割合に差がある。また、無記名によってより本音で答えることができるが、記名の方がその後の対応はしやすいと考える。
- いじめ調査結果データで特徴的なところがあれば、委員会で報告していただき、府全体を改善できるようにしなければいけないと考える。
- 未調査者の児童生徒こそ、丁寧に調べないといけないと考える。
未調査者がないように学校に指導しているのか。
- 毎回の調査において、粘り強く全ての児童生徒に調査をするように、市町（組合）教育委員会に指導している。未調査者の数字は大きく減少していないが、調査できなかった多様な児童生徒も一人一人に合わせて調査や

聴き取りを実施していかなければならない。また、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーとも連携し、学校組織体制として調査を進めていきたい。

(3) 令和3年度京都府いじめ調査(案)について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

○ アンケートだけで「いじめか」、「いじめでないか」を判断すると

認知にばらつきが生じる。アンケートを担当だけに任せるのではなく、組織として、スクリーニングする作業が必要である。いじめ認知を組織的に行うことで市町(組合)教育委員会や学年、学級によるばらつきが少なくなるのではないか。

● 学校のいじめ防止対策組織の対応が十分であるとは言えない状況にある。御指摘のとおり、いじめの認知においても組織的に対応していくことが必要であると考えている。今後、調査における留意点に記載できるよう検討していきたい。

○ 「いじめは絶対にいけないこと」と答える児童生徒の割合が京都府は低いのか。

● 平成27年度の資料であり、令和元年度の調査では「いじめは絶対にいけない」と回答した児童生徒は、小学校で86.9%(全国85.5%)、中学校で78.8%(全国78.3%)となっており、全国と比較しても京都府の児童生徒の

意識が低いとは言えない。

- 実施要項にいじめアンケートの保存期間5年はいつからか。
- 府立高校は卒業後5年である。
- 市町（組合）ごとに決まっているのか。
- 市町（組合）ごとに行政文書の保存年限が条例で決まっている。
- 指導要録の保存年限と合わせる方がよいのではないか。検討をしていただきたい。

（４）令和３年度京都府いじめ防止等事業・施策（案）について

＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

- まなび・生活アドバイザーとスクールカウンセラーの役割は同じではない。
令和３年度事業・施策の項目にソーシャルワークの視点が少ないのではないかと。
- 京都府は歴史的な背景があり、中学校は社会福祉士だが小学校は教員OBが含まれている。ソーシャルワークの視点について、今後考えていく。
- 学校の先生は生活習慣も見ている。教員OBが活躍されるよりも、スクールソーシャルワーカーが活躍する方が健全ではないか。
- 社会福祉士は人材が不足している現状もある。今後、小学校のまなび・生活アドバイザーの役割について検討していく。
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーがどのようにいじめの

問題に関わっていくのか、今後、検討ができればよいと考える。

- 医療関係者がいじめの問題にどのように関わっていくのかも検討していただきたい。まなび・生活アドバイザーは外部と連携する人という意識を学校関係者は持つべきであるとする。
- 「学校とスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーが連携できているか。」という質問を教職員大学院生に聞くと、学校規模が大きいほど低くなる傾向がある。今後、児童生徒数や学校規模による配置を工夫する必要がある。
- 京都府はいじめ問題の対策として、心理や福祉の視点取り入れた施策を考えていく必要がある。
また、不登校児童生徒支援拠点整備事業の成果も報告していただきたい。

その他

◎いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～（改定）について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

- 「いじめの態様で抵触する可能性のある刑罰法規」（P2）について、示している点はよいと考える。しかし、児童生徒が14歳未満であるか等、問題行動を指導する上で考える必要がある、14歳以上なら少年法との関係もある。いじめの指導と生徒指導を区別して示し、関係機関との連携も意識する必要がある。

「特に配慮が必要な児童生徒への対応」(P6)について、児童生徒との特性を理解するだけでなく、専門的な知識を持つ者のアセスメントが必要であることを示す必要がある。

さらに、グラフ「いじめの発見のきっかけ」(P8)について、「アンケート調査などの取組み」以外は京都府が低いという指摘が、現場の先生方がいじめを発見できないと示している点が気になる。

「いじめへの組織的な対処の流れ(例)」(P12)の①「認知と発見」は「発見と報告」ではないか。いじめを発見したら、すぐに報告となるように記載すべき。

「スクールカウンセラーとまなび・生活アドバイザーの役割」(P16)について、その役割を整理してほしい。アセスメントは心理も福祉も含めた総合的なものである。

- 医療機関と連携するためのキーパーソンが学校にいるとよい。医療の役割を知り、医療との連携を重視してほしい。
- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒について、進級・進学するとき、指導の経過や連携、配慮について、どこかに示しておく方がよい。
- 様々な意見を精査して、対応していただきたい。